

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

令和7年3月14日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフルタウン球場前店 盛岡市三ツ割四丁目6番1ほか
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 1,997平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 令和6年11月25日
- 6 変更する理由 建物解体のため